

令和元年第4回定例会

# 鳴沢村議会会議録

令和元年12月12日 開会

令和元年12月18日 閉会

鳴沢村議会



## 令和元年第4回鳴沢村議会定例会会議録

令和元年12月12日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

### 1、応招議員

1番	三浦 雄一郎	2番	渡辺 正人
3番	渡辺 宗司	4番	土屋 文明
5番	渡辺 次男	6番	三浦 直樹
7番	小林 清一	8番	渡邊 明雄
9番	佐藤 博水	10番	小林 昭一

### 2、不応招議員

なし。

### 3、出席議員

応招議員に同じ。

### 4、欠席議員

なし。

### 5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡邊伸一  
総務課長 渡邊安司 税務課長 渡辺英博  
企画課長 三浦寿得 福祉保健課長 小林昭博  
住民課長 小林昌信 振興課長 木暮富人  
教育課長 渡邊 積 会計管理者 佐藤政中

### 6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梶原 充  
議会事務局長書記 渡辺和彦

### 7、会議事件

議案第44号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める  
件

議案第 4 5 号鳴沢村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を定める件

議案第 4 6 号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定める件

議案第 4 7 号鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 4 8 号鳴沢村水道条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 4 9 号村道路線の認定及び廃止の件

議案第 5 0 号物件供給契約締結の件

議案第 5 1 号物件供給契約締結の件

議案第 5 2 号平成 3 1 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 5 3 号平成 3 1 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 5 4 号平成 3 1 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 5 5 号平成 3 1 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 5 6 号平成 3 1 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

## 8、本日の議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 会期の決定

日程第 4 議案第 4 4 号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件

日程第 5 議案第 4 5 号鳴沢村会計年度任用職員の給与及び費

用弁償に関する条例を定める件

- 日程第 6 議案第 4 6 号地方公務員法及び地方自治法の一部を  
改正する法律の施行に伴う関係条例の  
整備に関する条例を定める件
- 日程第 7 議案第 4 7 号鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地  
域型保育事業の運営に関する基準を定  
める条例の一部を改正する条例を定め  
る件
- 日程第 8 議案第 4 8 号鳴沢村水道条例の一部を改正する条例  
を定める件
- 日程第 9 議案第 4 9 号村道路線の認定及び廃止の件
- 日程第 1 0 議案第 5 0 号物件供給契約締結の件
- 日程第 1 1 議案第 5 1 号物件供給契約締結の件
- 日程第 1 2 議案第 5 2 号平成 3 1 年度鳴沢村一般会計補正予算  
(第 3 号)
- 日程第 1 3 議案第 5 3 号平成 3 1 年度鳴沢村国民健康保険特別  
会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 4 議案第 5 4 号平成 3 1 年度鳴沢村簡易水道事業特別  
会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 5 議案第 5 5 号平成 3 1 年度鳴沢村介護保険特別会計  
補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 6 議案第 5 6 号平成 3 1 年度鳴沢村後期高齢者医療特  
別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 7 一般質問

## ◎議長挨拶

議長（小林昭一君） まず先に、本会議の傍聴について報告をいたします。

鳴沢村議会傍聴規則第9条、写真・映画等の撮影及び録音等の禁止において、「傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。」とされております。

本日の本会議については、議長があらかじめ申請のあったものについては、これを許可することにいたしましたので、あらかじめご了承をお願いいたします。

それでは、令和元年第4回定例会開会に先立ちまして、ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和元年第4回鳴沢村議会定例会へのご参集をお願いいたしましたところ、議員の皆様には、ご多忙の折、全員の出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

令和元年、ことしは災害の多さに驚きました。今まで聞いたことのない言葉を数多く聞きました。数十年に一度の非常事態、5段階の災害警報レベルのうち最も高いレベル5、直ちに命を守る行動を、大雨特別警報など。10月17日に、8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨による災害について、激甚災害指定の政令が公布、施行されました。その後も台風15号、台風19号と続き、台風19号は激甚災害及び非常災害へ指定されました。非常災害の指定は2016年の熊本地震以来2例目です。

非常に災害の多い年となりました。まだまだ避難されている皆様にはお見舞いを申し上げます。一刻も早くもとの生活に戻れるよう、この場をかりてご祈念申し上げます。

来年は干支もスタートの年のねずみ年となります。新たな年が

災害もなく、穏やかな年となるように念じたいと思います。

さて、今定例会の審議は、鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件や平成31年度一般会計並びに特別会計の補正予算などです。活発なご意見をいただきながら、慎重審議いただきますようお願い申し上げまして、挨拶といたします。

---

開会 午前10時03分

**議長（小林昭一君）** ただいまから、令和元年第4回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎村長挨拶

**議長（小林昭一君）** ここで、村長より定例会招集に際しての挨拶を受けます。鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** どうも皆さん、改めましておはようございます。

令和元年第4回鳴沢村議会定例会をお願いしたところ、年末で何かとご多用の中、議員さん全員の参会のもと開会できますことに感謝を申し上げます。

5月に前皇太子が天皇陛下に即位され、年号も平成から令和に変わり、即位関係儀式も全て終了し、おめでたいわけですが、我が鳴沢村の農家にとっては、春からの天候不順と夏、秋の台風の接近など、野菜の生育が悪く、また価格も低く、大変な年だと伺っております。村といたしましては、村民体育祭、富士紅葉マラソンなど、予定した行事は議員さんを初め、村民の皆様のご協力により開催でき、好評をいただいたところではあり

ます。皆さんにありがとうございましたと、お礼を申し上げます。

また、台風19号では大雨特別警報が初めて発令され、2日間で役場の雨量計で334ミリという大きな雨が降りましたが、水本草里と水上で土砂が村道に押し出されたぐらいで、家屋被害や人災もなく、ほっとしたところであります。

今定例会では5件の条例制定や改正、1件の村道廃止と認定、2件の物品供給契約締結、5件の補正予算を予定しております。各議案とも慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

---

**議長（小林昭一君）** これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

**議長（小林昭一君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、渡辺正人君、渡辺宗司君を指名いたします。

---

### ◎日程第2 諸般の報告

**議長（小林昭一君）** 日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育長に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の報告がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。報告書の内容については朗読を省略い

たします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦労さまでした。

次に、地方自治法第199条第1項の規定による、令和元年度行政監査について、監査委員から監査結果の報告を求めます。

監査委員 三浦直樹君。

**監査委員（三浦直樹君）** 地方自治法第199条第1項の規定に基づき実施しました行政監査について報告いたします。

11月11日及び12日の2日間、代表監査委員の梶原先勝氏及び私で、事業の執行状況、補助金交付事務、入札事務の3項目について、行政監査を行いました。

事業執行状況については、平成31年度における全246項目のうち、100万円以上、かつ10月23日現在で執行率が50%を下回る事業を抽出し、その中の22事業を対象として、事業執行状況調査票により所属長から資料を求め、説明を聴取する方法で審査しました。

補助金交付事務については、平成30年度一般会計において、一補助事業者について50万円以上の補助金を交付している16事業を対象とし、所属長から補助金交付申請書及び交付決定通知などの一連の書類の提出を求めて説明を聴取し、鳴沢村補助金等交付規則などに基づいて、交付事務が適正に行われているか審査しました。

入札事務については、平成31年度において、10月末日までに執行された8件の入札を対象とし、一連の書類の提出を求めるとともに、総務課長より説明を聴取し、鳴沢村財務規則等に基づいて、事務が適正に行われているか審査しました。

この行政監査の結果につきましては、同条第9項の規定により、11月12日付で村長及び議長へ報告書を提出しております。

詳細につきましては、過日議長名で同報告書の写しが全議員に配布されておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で行政監査の報告を終わります。

**議長（小林昭一君）** 以上で行政監査の結果報告を終わります。

次に、令和元年第3回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。議会運営委員長 渡邊明雄君。

**議会運営委員長（渡邊明雄君）** 8番 渡邊明雄。

議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

平成令和元年第3回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に申し出、9月20日の本会議において議決された件についての報告であります。

12月2日の午後11時及び5日の午後3時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

2日は委員4名、5日は委員全員と、両日ともに議長、説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

まず、12月2日の委員会で申し合わせた事項については、次の3項目であります。

1、会期は本日より12月18日までの7日間とし、詳細は配布済みの会期日程表のとおりとすること。

2、議案の委員会付託は配布済みの議案付託表のとおりとすること。

3、一般質問の通告期限は、12月5日正午までとすること。

以上であります。

次に、12月5日の委員会で申し合わせた事項については、次の1項目でございます。

1、5日正午に通告が締め切られた5名5件の一般質問通告書の取り扱いについて、議長に提出された通告書の件数どおりに、本会議で全ての一般質問を行うことが妥当という答申を議長に行うこと。

以上であります。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（小林昭一君）** 総務教育厚生常任委員長 三浦雄一郎君。

**総務教育厚生常任委員長（三浦雄一郎君）** 1番 三浦雄一郎。

それでは、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和元年第3回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、9月20日の本会議において議決された件についての報告であります。

12月8日午前10時より議員控室において委員会を招集いたしました。

委員4名と、職務のために議会事務局書記の出席がありました。

招集に係る事件は、鳴沢村猟友会との意見交換についての1件です。

委員会開催に先立って、議員控室において、猟友会の方々と座談会を開催し、団体の活動などに関してご意見や要望を伺いました。

座談会の終了後に、議員控室で委員会を開催し、猟友会の方々から挙げられたご意見やご要望について協議を行いました。

協議を行った結果、会の人員不足の問題や食肉の流通ルートの開拓支援、行政との連携強化などについて、所管の委員会や関係部署に提言し、意見交換していくことなどを決定いたしました。

以上で総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告を終了いたします。

**議長（小林昭一君）** 建設産業経済常任委員長 渡辺正人君。

**建設産業経済常任委員長（渡辺正人君）** 2番 渡辺正人です。

建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

令和元年第3回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、9月20日の本会議において議決された件についての報告であります。

12月5日午後3時40分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と議長、会議事件説明のため振興課長、建設担当2名、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、平成31年度道路工事等の進捗状況等について、村道路線の認定及び廃止の件について、道の駅なるさわリニューアル等今後の進め方について、とうもろこしのブランド化について、その他の5件です。

会議では、まず振興課より平成31年度に行われた、また、今後予定されている村道工事などについて、工事名、場所、工事概要、工期、請負金額及び請負業者等の説明と進捗状況等の報告を聴取いたしました。

また、今定例会に提出されている議案第49号村道路線の認定及び廃止の件について事前説明をいただきました。

続いて、道の駅なるさわリニューアル等今後の進め方及びとうもろこしのブランド化について協議いたしました。

協議の結果、道の駅なるさわについては、各地の道の駅の現地視察などを行いながら情報収集していく中で見識を深めていき、本委員会だけでなく、議員協議会等でも改善に向けての方策を

協議していくこと、また、とうもろこしのブランド化についても継続して協議していくことなどを決定いたしました。

以上で建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（小林昭一君）** 広報常任委員長 土屋文明君。

**広報常任委員長（土屋文明君）** 4番 土屋文明。

広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和元年第3回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対して申し出、9月20日の本会議において議決された件についての報告であります。

10月23日午後1時30分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員4名と議長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、なるさわ議会だより第38号（案）についての1件です。

既にごらんいただいたと思いますが、議会だより第38号について、レイアウト、記事の内容等について協議し、先月11月1日に全戸に配布いたしました。

今回の議会だよりでは、平成30年度決算認定の記事をトップ項目とし、また総務教育厚生常任委員会による食生活改善推進委員会との座談会や、議会から村長へ要望書を提出した件についても特集として掲載いたしました。

以上で広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（小林昭一君）** 以上で諸般の報告を終わります。

### ◎日程第3 会期の決定

議長（小林昭一君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの7日間といた  
したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会  
期は、本日から12月18日までの7日間と決定しました。

---

### ◎日程第4 議案第44号鳴沢村職員給与条例の一部を改正 する条例を定める件

議長（小林昭一君） 日程第4、議案第44号鳴沢村職員給与条例  
の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（渡邊安司君） 議案第44号鳴沢村職員給与条例の一部  
を改正する条例を定める件についてご説明申し上げます。

令和元年8月7日付の人事院勧告及び一般職の国家公務員の給  
与改定、山梨県職員の給与改定等を考量し、本村職員給与条例  
につきましても一部を改正する必要があることから、所要の改  
正を行うものであります。

主な改正点は、職員給与の俸給表の改定により、平均改定率0.  
1%、約380円余りの増加と、ボーナスを0.05月増加し、  
年間4.5月とするものです。

なお、職員給与につきましては、初任給から30代半ばまでの  
若年層の所要の改正を行うものであります。

また、山梨県に研修派遣している職員がおりますので、地域諸  
手当を追加するものです。

初めに、字句等の軽微な内容につきましては、説明を省略させ

ていただきますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

条例の1ページをごらんください。

第2条第1項に地域手当を追加し、2ページの第19条第1項では、「物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給する。」を追加し、第2項では、月額合計額の上限を100分の20の範囲と定め、第3項では、「支給に関し必要な事項は、規則で定める。」を追加するものです。

ちなみに規則では、地域手当を給料月額100分の6と規定します。

3ページをごらんください。

第17条2項(1)の勤勉手当は、0.05月増加し、12月支給分として100分の92.5を100分の97.5に、100分の112.5を100分の117.5に改正するものです。

5ページから9ページは、職員給与の俸給表の改定により、平均改定率0.1%の増加となっております。

10ページをごらんください。

第9条の3(1)の住居手当につきましては、現在、アパート等の家賃を1万2,000円以上支払っている職員に支給しておりますが、これを1万6,000円に見直すものです。

また、11ページと同条2項(1)のイにおきましては、住居手当1万6,000円を1,000円引き上げ、上限を1万7,000円不足1万1,000円で、2万8,000円とするものです。

同じく11ページの17条2項の(1)勤勉手当につきましては、施行日が令和2年4月1日となっておりますので、先ほどの内容と比較し、0.25月分を減額し、翌年度のボーナスの

合計月数が4.5月となるように割合を調整したものです。

12ページをごらんください。

附則としまして、この条例は、公布の日、令和元年12月12日から施行しますが、第3条の住居手当の規定は、令和2年4月1日から施行します。

また、3項の第2条の勤勉手当の規定は、平成31年4月1日から適用するものであります。

第5項の住居手当に関する経過措置としまして、住居手当の支給対象控除額が4,000円引き上げとなったことから、住居手当の支給に該当しなくなってしまう場合や、2,000円以上減額する場合は、令和3年3月31日まで、この控除額を2,000円とするものです。

以上で議案第44号の提案理由の説明を終了します。

**議長（小林昭一君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（小林昭一君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（小林昭一君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（小林昭一君）** 討論なしと認めます。

これより、議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長 (小林昭一君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第5 議案第45号鳴沢村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を定める件

◎日程第6 議案第46号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定める件

**議長 (小林昭一君)** 日程第5、議案第45号鳴沢村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を定める件及び日程第6、議案第46号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定める件の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

**総務課長 (渡邊安司君)** 議案第45号鳴沢村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を定める件、議案第46号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定める件につきまして、ご説明申し上げます。

平成29年に地方公務員法及び地方自治法の一部改正があり、地方公共団体の一般職員の非常勤職員を会計年度任用職員に統一し、その任用、給付等について規定を整備するもので、令和2年4月1日から施行を予定しております。このため、会計年度任用職員に関する条例を上程した次第でございます。

全国の非常勤職員は平成28年度時点で約65万人に達しているなど、各自治体によって任用や給付内容が異なっており、同一労働同一賃金推進法のもと、任用等に関する制度の明確化を図ったものです。

本村では要綱に定めた規定で任用等を行っております。現在、本村の嘱託及び臨時職員の方は、保育所、小学校、公民館、道の駅インフォメーション、いきやりの湯等でパートタイムも含め、41名が従事しております。

今回、国の法改正により会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2第1項で定められた職員に位置づけられます。これに伴いまして、守秘義務はもとより、政治的行為の制限や営利企業への従事等の制限、信用失墜行為の禁止などのサービスの対象職員となります。

また、人事評価制度の対象となり、能力と業績評価の勤務評定が必要となってきます。

初めに、字句等の軽微な内容につきましては、説明を省略させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

まず、議案第45号鳴沢村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の1ページをごらんください。

主な内容は、第1条で本条例の趣旨についての規定を、第2条では、本条例における給与の定義についての規定を、第4条から第14条では、週当たりの勤務時間が常勤職員と同一のフルタイム会計年度任用職員の給与について、常勤職員に準じて支給する給与、通勤手当、時間外勤務及び休日勤務手当等の規定を、第15条から第25条では、週当たりの勤務時間が常勤職員よりも短いパートタイム会計年度任用職員の報酬、ボーナス等、期末手当及び費用弁償についての規定を、第26条では、

会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給について必要な事項は規則で定める旨の規定をそれぞれ定めようとするものであります。

また、8ページ以降は別表で職務の分類と給料表を規定しております。

なお、附則として、施行期日は、令和2年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第46号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の1ページをごらんください。

合計で6本の条例の一部改正を行うものです。

まず、左上の第1条の1、2ページの鳴沢村職員給与条例の一部改正は、地方公務員法第22条の3の職員である臨時的任用職員の規定と、第18条の7で「会計年度任用職員の給与は、別に条例で定める。」を追加するものです。

また、3ページの第2条の単純労務職員の給与に関する条例の一部改正にも、会計年度任用職員給与条例を追加するものです。

4ページの第3条の職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正は、会計年度任用職員の任用について、地方公務員法で定めた任期1年間の規定を追加するものです。

5ページの第4条の職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正は、地方公務員法のパートタイムで任用する職員について、報酬の規定を追加するものです。

6ページの第5条の鳴沢村職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、地方公務員法のパートタイムで任用する職員を除く規定を追加するものです。

7ページの第6条の鳴沢村人事行政の運営等の状況の公開に関する条例の一部改正は、地方公務員法のフルタイムで任用する

職員を追加するものです。

附則としまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものです。

以上で議案第45号鳴沢村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を定める件と、議案第46号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の提案理由の説明を終了します。

**議長（小林昭一君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（小林昭一君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（小林昭一君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（小林昭一君）** 討論なしと認めます。

これより、議案第45号及び議案第46号の2件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（小林昭一君）** 異議なしと認めます。よって、議案第45号及び議案第46号の2件は原案のとおり決定しました。

◎日程第7 議案第47号鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件

議長（小林昭一君） 日程第7、議案第47号鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長（小林昌信君） 議案第47号鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を一部改正するものであります。

議案の1ページをごらんください。

幼児教育・保育無償化に伴い、内閣府令の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正され、それに準ずる条例であるため、内閣府令に従い第2条中の条文を改め、12号以降の号を追加するものであります。

以後、同様の用語やその他の引用条項の整理、字句を訂正するものなどにつきましては、割愛させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

続いて、9ページをごらんください。

第13条第4項第3号は、食事の負担を定めたものになります。一定の所得未満の世帯、小学校3年生までの子どもが3人以上いる世帯の第3子以降や、鳴沢村から教育・保育給付認定を受

けている3歳以上の子どもに対する副食費と、3歳未満の子どもの食費を免除するため、同条第4項第3号アからエを追加するものであります。

続いて、20ページをごらんください。

施設型給付費について、特例施設型給付費を含む規定を適用する1文を第35条第3項、21ページの第36条第3項に追加するものであります。

続いて、27ページをごらんください。

代替保育の提供及び特定地域型保育の卒園後における受け入れについて、連携施設の確保が著しく困難な場合は、小規模保育事業者等を連携協力を行う者として確保することで、連携施設の確保にかえることができる緩和措置を第42条第2項から第8項に追加するものであります。

続いて、34ページをごらんください。

第50条中に特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する1文を追加するものであります。

続いて、36ページをごらんください。

地域型保育給付費について、特例地域型保育給付費を含む規定を適用する1文を第51条第3項、39ページの第52条第3項に追加するものであります。

続いて、41ページをごらんください。

附則の第3条の施設型給付費等に関する経過措置を削除し、第4条を第3条に、第5条を第4条に繰り上げ、第4条中の特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保に関する経過措置を10年とするものであります。

本条例の施行期日を公布の日からとし、令和元年10月1日か

ら適用するものであります。

以上で議案第47号の提案理由の説明を終わります。

**議長（小林昭一君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（小林昭一君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（小林昭一君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（小林昭一君）** 討論なしと認めます。

これより、議案第47号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（小林昭一君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第8 議案第48号鳴沢村水道条例の一部を改正する  
条例を定める件

**議長（小林昭一君）** 日程第8、議案第48号鳴沢村水道条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。振興課長。

**振興課長（木暮富人君）** 議案第48号鳴沢村水道条例の一部を改

正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

現行の水道加入負担金については、村内在住者の直系親族とそれ以外の転入者で加入負担金に大きな額の差があり、水道法で規定されている「特定の者に対して不当な差別的取り扱いをするものではないこと。」に合致しない可能性があり、かつ「鳴沢村まち・ひと・しごと創生総合戦略」で推進している転入者の増加対策に逆行するものとなっております。

また、直径20ミリを超える口径の場合の加入負担金は、そのたびに村長が額を定めることとなっており、同じく水道法で規定されている「料金が、定率または定額をもって明確に定められていること。」に合致しない内容になっており、これらの解消のため、所要の改正を行うものであります。

議案の1ページをごらんください。

第23条の2の装置料金中、「別表第1」を「次の表」に改め、口径別の装置料金を規定した表を挿入します。

なお、この表は条例末尾から移動したもので、装置料金の口径種別及び料金についての改正はありません。

次の第23条の3の水道料金中、「別表第2」を「次の表」に改め、水量料金を規定した表を挿入します。この表についても条例末尾から移動したもので、水量料金についての改正はありません。

2ページをごらんください。

第32条、水道加入負担金中の「第5条第1項の規定による給水装置新設の承認を受けた者は、次に定める水道加入負担金（以下「加入金」という。）に」を「村長は、給水装置の新設又は改造（メーターの口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。）をする者から水道加入負担金（以下「加入金」と

いう。)に」に改め、「直ちに納入しなくてはならない。ただし、10円未満の端数については、その端数金額を切り捨てるものとする。」を「徴収する。」に改めます。

同条第1項第1号から次のページの第4号までは加入負担金の額を規定していますが、これを削除し、第2項の「既納の加入金は還付しない。ただし、村長が必要と認めたときは、この限りでない。」を「加入金の額は次の表に定める額とする。」に改め、水道加入負担金の額を規定する表を挿入します。

なお、加入負担金の額は、公益社団法人日本水道協会が策定した加入金算定基準を参考に算出し、近隣市町村の負担金の額を参考とし、口径13ミリから100ミリまでの8区分、それぞれ7万円から90万円まで規定します。

改正後の欄の第3項から次のページの第5項については、改造などの場合の加入金についてただし書きを追加したものです。

また、改正前の欄の別表第1と別表第2は条例本文中に移動したため、削除します。

5ページになりますが、附則として、施行期日を令和2年4月1日とするものであります。

以上で議案第48号の提案理由の説明を終わります。

**議長（小林昭一君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（小林昭一君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（小林昭一君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略す

ることに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(小林昭一君)** 討論なしと認めます。

これより、議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(小林昭一君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

### ◎日程第9 議案第49号村道路線の認定及び廃止の件

**議長(小林昭一君)** 日程第9、議案第49号村道路線の認定及び廃止の件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。振興課長。

**振興課長(木暮富人君)** 議案第49号村道路線の認定及び廃止の件について、提案理由をご説明申し上げます。

中山間地域総合整備事業による農道整備、国土交通省による一本木交差点改良工事、村道422号線のつけかえに伴い、道路法第8条第1項及び第10条第1項の規定に基づき、農道内に係る村道及び現状と道路台帳が相違する村道を廃止し、現状に応じて新たに村道を認定するに当たり、同法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める必要があるため提案するものです。

議案の2ページ及び3ページをごらんください。

廃止は村道1級3号線ほか15路線の計16路線です。

1ページにお戻りください。

認定は村道1級3号線ほか15路線の計16路線となります。

なお、議会の議決が必要となるのは、各路線の起点・終点に変更となる場合であり、また、路線の起点・終点に変更がある場合、変更という方法ではなく、それぞれの路線を一度廃止し、認定し直すものであることをあらかじめご了承ください。

詳細については、お配りしてあります議案第49号の参考資料をごらんください。

参考資料の1ページと2ページが臼田和地区に係る資料です。1ページが各路線の廃止及び認定の事由、延長、面積の詳細で、2ページが位置図となります。

中山間地域総合整備事業で整備された農道に接続しており、農道の拡幅部分の延長が減少する路線が村道177号線、181号線、195号線、212号線、農道と全部が重複するため、廃止となる路線が180号線、農道と一部重複するため、重複部分を廃止する路線が158号線、203号線、214号線、農道と一部が重複するため、重複部分を廃止するとともに、分断された路線に新番号を付与する路線が164号線、204号線等となります。

続いて、資料の3ページ及び4ページをごらんください。

大田和地区に係る資料となります。

国土交通省による一本木交差点改良工事が完成し、交差する村道の線形が変わったことに伴うもので、村道1級3号線及び249号線をまず廃止し、1級3号線を完成後の交差点形状に合わせ、国道に接道する部分まで認定するものです。

続いて、資料の5ページをごらんください。

マキノフライス株式会社から同社入り口付近拡幅の要望があったことに伴い、廃止と認定を行うものです。

赤色の実線部分が現在認定している村道422号線で、グレーの部分がマキノフライスの私道となっております。したがって、

現状では赤の実線部分とグレーの部分が道路として通行可能となっております。

青色の点線部分は、現況では畑となっておりますが、マキノフライスで取得し、拡幅工事を行う部分で、この部分と赤色の点線部分を同面積で交換を予定しております。交換に伴い、赤色の実線部分の村道を廃止し、青色の実線部分を新たに422号線として認定するものです。これにより、グレーの部分、赤色の実線部分、青色の実線部分が道路で通行可能となります。

以上について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上で議案第49号の提案理由の説明を終わります。

**議長（小林昭一君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（小林昭一君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（小林昭一君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（小林昭一君）** 討論なしと認めます。

これより、議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第10 議案第50号物件供給契約締結の件

議長（小林昭一君） 日程第10、議案第50号物件供給契約締結の件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。教育課長。

教育課長（渡邊 積君） 議案第50号の物件供給契約締結の件について、提案理由をご説明申し上げます。

鳴沢小学校のパソコン教室に設置してある教育用コンピューターは、2010年に整備したもので、耐用年数を過ぎており、たびたび不具合も発生し、授業にも支障が出ている状況であります。

また、オペレーティングシステムは2015年にウィンドウズXPをウィンドウズ7へバージョンアップし、使用してきましたが、そのサポートも2020年に終了となります。来年度から小学校でのプログラミング教育も必修化され、パソコンの使用頻度もますます高まります。

このことに伴う物件供給契約を井出電気株式会社と1,067万円で随意契約するものであります。

随意契約する理由としましては、現在、鳴沢小学校内のネットワーク関係は全て前述の業者に保守管理を委託しております。各種機器の環境設定・システム内容等、システム全般の構成及び構造を熟知しております。他の業者が本業務を履行するためには、別途調査をしてからでないと履行することができず、調査費用も発生いたします。また、他の業者が本業務を実施し、不具合が発生した場合、その原因がもともとの配線等によるものなのか、本業務を行った者によるものなのか原因の特定が困

難になるほか、責任の所在が不明確になり、著しく支障を生じるおそれがあります。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、性質または目的が競争入札に適さないと判断されると考えられるため、随意契約といたします。

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例第3条の規定に基づき、議会の議決を必要とするものであります。

なお、契約金額につきましては、当該業者だけでなく、他社からの見積もり等との比較により精査しております。

以上で議案第50号の提案理由の説明を終わります。

**議長（小林昭一君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。8番議員 渡邊明雄君。

**8番（渡邊明雄君）** 渡邊明雄君です。

過日終了しました国会において、小学校、中学校の子どもたちにノートブックを支給するという法案が可決されたわけです。この案件のほうが先に出たもので、それとはリンクしないんでしょうけれども、多額な金額なもので、私はちょっとウィンドウズXPから7になったときに、一応議決をしているんで、多分そんなに年数がたってないんじゃないかなと思うんですが、今の現状、7から10に変えるのにまだマイクロソフトのほうでダウンロードすれば10に変えられる環境が整っております。ですので、これをもうちょっと我慢するか、10をダウンロードしてバージョンアップしてもらおうかすることによって、国から補助金が出る。ノートパソコンを買うに当たって。こういう状況を国会で可決したという情報が入っておりますので、きょうこの場でなくてもいいですけども、ちょっとそこら辺につ

いてどのように対策できるか考えていただきたいと思います。

それから、競争入札でなくて随契の場合、システムをそっくり入れかえてしまうわけですから、まるっきりどこの業者でもこれくらいのことにはできないことはないと思うんで、その説明もちょっと納得がいかないところがあります。

以上です。

**議長（小林昭一君）** ほかに質疑はありませんか。4番 土屋文明君。

**4番（土屋文明君）** 4番 土屋文明です。

今のご説明の中で、随意契約する企業先がメンテナンス、保守契約をやるということがあったんですが、それとは別に機器の購入について別途相見積もりをとったというところの整合性がわからないんで、その辺をちょっとお答えいただきたいと思います。

**議長（小林昭一君）** 今の質問について、教育課長。

**教育課長（渡邊 積君）** まず最初に、明雄議員のご質問にお答えいたします。

2019年、先ほどの国会で補正予算で小中学校に1人1台パソコンを整備するというようなことを盛り込んでいるようです。政府は1人1台パソコンやタブレットの端末の環境を令和5年までに整備する方針を盛り込んだということで、総事業費が5,000億円程度ということでありまして、今年度につきましては、経済対策ということで、補正予算に計上したものが対象になるかと思えます。

あと、ウィンドウズ7をバージョンアップできないかということでもありますけれども、2010年に購入したパソコンで、もともとはOSがXPとなっております。そちらを2015年にウィンドウズ7にバージョンアップしてあります。確かにそれ

をさらにウィンドウズ10にバージョンアップということも可能のようですけれども、既に機器も10年目となっておりますし、その他機械的な耐用年数が経過していること、また、バージョンアップのための経費、あとは補修部品の調達、教育ソフトへの対応等を考慮いたしまして、機器の更新を行うということを検討させていただきました。

次に、土屋文明議員のご質問にお答えいたします。

随意契約するに当たって、他の業者との整合性ということですが、今回のパソコンの整備につきましては、井出電気ほか2社との見積もりをとって精査しております。その中で結果的には井出電気さんのほうが一番安いというような結果になり、随意契約というようなことで、今回提案させていただいております。

以上です。

議長（小林昭一君） 8番 渡邊明雄君。

8番（渡邊明雄君） XPから7にバージョンアップしたときにもかなりの金額が出ていたと思うんですけれども、本体を取りかえてませんか。バージョンアップだけですか。

教育課長（渡邊 積君） バージョンアップだけです。

8番（渡邊明雄君） 後で結構ですけれども、見積書もいいですか。国のものについてのご返答がなかったんですけれども、これはいかがですか。

議長（小林昭一君） もう一度説明してください。教育課長。

教育課長（渡邊 積君） 国の予算ですけれども、まだ正式な細かい内容は表示されておられません。来年度以降ということで1人1台パソコンを整備するということになっておりますけれども、あくまでも経済対策ということがメインの整備となっておりますので、今回の当初予算に計上したものについては補助の対象

外となっております。今回のパソコンを整備しても、生徒1人1台というような体制はとれませんので、今後については1人1台パソコンを整備するということであれば、今回国のほうで示したパソコンの補助金等を有効的に活用して整備していきたいと考えております。

**議長（小林昭一君）** 8番 渡邊明雄君。

**8番（渡邊明雄君）** そういうことだと思いますけれども、国から補助金が出るならもったいないなど。7を10に変えることはバージョンアップでできるわけだから、一、二年待てば、補助金が出るのであれば、その活用は考えないんですか。そこだけちょっとご説明してください。

**議長（小林昭一君）** 教育課長。

**教育課長（渡邊 積君）** 先ほども申し上げましたけれども、まだ細かい補助金の内容等が示されていないということと、あとは現状のパソコンが既に10年経過済みということもございます。年明けの1月にはサポートも切れてしまうということもございますので、パソコン教室につきましては、今年度の当初予算に計上させていただいた予算で整備させていただきたいというふうに考えております。その後、各個人にタブレット、パソコン等を整備するということが示されましたら、そちらのほうを有効的に使っていきたいと考えております。

**議長（小林昭一君）** 4番 土屋文明君。

**4番（土屋文明君）** 4番 土屋文明。

今回答いただいた中でちょっと私が理解できないところがあったんですが、随意契約をする上で保守契約がセットになっていると。故障のあった場合の原因が施工しているところじゃないとわからないという説明があったんですが、その随意契約の井出電気さんのほうで保守も全部受けているということが前提に

なってますよね。それにもかかわらず、ほかの業者の見積もりをとったというのは、そっちで決まった場合は保守契約はそっちでやるということを前提で見積もりをとったんでしょうか。

議長（小林昭一君） 教育課長。

教育課長（渡邊 積君） 保守も含めてそのとおりでございます。

保守も含めて違う業者も見積もりをとってあります。

4番（土屋文明君） ということは、井出でやらなければいけないという話じゃなくて、随意契約するものもありきだったということですか、そうしたら。

議長（小林昭一君） 教育課長。

教育課長（渡邊 積君） 井出電気がありきということではないんですけれども、今のシステムを熟知しているというのが第1点、それとあとは見積もりをとった関係で、金額的に井出電気さんのほうが一番低価の金額になっておりますので、そこで随意契約というような形をとらせていただきました。

議長（小林昭一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(小林昭一君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

### ◎日程第11 議案第51号物件供給契約締結の件

**議長(小林昭一君)** 日程第11、議案第51号物件供給契約締結の件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。教育課長。

**教育課長(渡邊 積君)** 議案第51号の物件供給契約締結の件について提案理由をご説明いたします。

県が来年度当初から運用を決めている校務支援システム導入に伴い、セキュリティー確保のため、小学校で教職員が校務で使用しているネットワークを分離する必要があります。

ネットワークの分離に伴い、それぞれの回線に1台ずつのパソコンが必要となるため、導入後は1人2台体制となります。

現在、校務で使用しているノートパソコンは今後の使用を想定すると使い勝手が悪い上に、2010年に整備したもので、既に耐用年数も過ぎているため、機器の更新をあわせて行います。このことに伴う物品供給契約を井出電気株式会社と2,695万円で随意契約するものであります。

随意契約する理由としましては、さきの議案第50号と同様に、鳴沢小学校のネットワーク関係は全て前述の業者に保守管理を委託しており、各種機器の環境設定・システム内容等、システムの全般の構成及び構造を熟知しております。他の業者が本業務を履行するためには、別途調査をしてからでないと履行することができず、調査費用も発生いたします。また、他の業者が

本業務を実施し、不具合が発生した場合は、原因の特定が困難になるほか、責任の所在も不明確になり、著しく支障を生じるおそれがあります。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、性質または目的が競争入札に適さないと判断されると考えられるため、随意契約といたします。

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例第3条の規定に基づき、議会の議決を必要とするものであります。

なお、契約金額につきましては、当該事業者だけではなく、他社からの見積もり等を比較し、精査しております。

以上で議案第51号の提案理由の説明を終わります。

**議長（小林昭一君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（小林昭一君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（小林昭一君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番議員 渡邊明雄君。

**8番（渡邊明雄君）** 8番 渡邊明雄。

随意契約についてのところではありますが、システムを全般に入

れかえるということで、ネットワークからサーバーがそっくり入れかえます。まるっきり新しくなります。全て機器一式入れかえます。そうしたら保守もメンテも、井出電気さんが相当すばらしい技術をお持ちでしょうが、例えばNTTの子会社さんあたりでもこういうものは簡単にできる。よって、随意契約でなくて、再度見積もりをしたらいかがでしょうか。

以上です。

**議長（小林昭一君）** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（小林昭一君）** 以上で討論を終了します。

これより、議案第51号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

**議長（小林昭一君）** 異議ありとの声がありました。

異議がありますので、起立によって採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（小林昭一君）** 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 議案第52号平成31年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）

◎日程第13 議案第53号平成31年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

◎日程第14 議案第54号平成31年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

◎日程第 15 議案第 55 号平成 31 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

◎日程第 16 議案第 56 号平成 31 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議長（小林昭一君） 日程第 12、議案第 52 号平成 31 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 3 号）から日程第 16、議案第 56 号平成 31 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）までの 5 件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 議案第 52 号平成 31 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 3 号）から議案第 56 号平成 31 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の 5 件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成 31 年度の各会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するものとして新たに 2,809 万 5,000 円を追加し、一般会計並びに特別会計予算総額を 29 億 1,496 万 3,000 円とするものであります。

一般会計の主な歳出の概要につきましては、人事院勧告に伴う給与改定による人件費の補正が総額 302 万円、介護保険特別会計繰出金 265 万 7,000 円、幼児教育・保育等助成事業 38 万 2,000 円などで、早急に対応しなければならないものとして計上しております。

これらの事業実施に係る財源として、国庫支出金 162 万 2,000 円、県支出金 14 万円、諸収入 45 万 9,000 円、前年度からの繰越金 486 万円を見込んでおります。

なお、今回提出させていただいた補正予算を含む平成 31 年度予算と平成 30 年度から平成 31 年度に繰越明許させていただ

いた予算の総額は29億3,757万9,000円となります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第52号から議案第56号までの提案理由の説明を終わります。

**議長（小林昭一君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号から議案第56号までの5件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

---

### ◎日程第17 一般質問

**議長（小林昭一君）** 日程第17、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

渡辺正人君からの「鳴沢村公共施設等総合管理計画の現状の把握について」の質問を許します。2番 渡辺正人君。

**2番（渡辺正人君）** 2番 渡辺正人です。

私は、本日、鳴沢村公共施設等総合管理計画の現状の把握について、小林村長にお伺いいたします。

平成29年3月に策定された鳴沢村公共施設等総合管理計画の次のプロセスとしまして、公共施設の実態把握を行い、議会や住民との情報共有を行うことが重要であります。

また、その方法として、できる限り詳細まで把握できるよう、公共施設カルテのような形式で記録する必要性を感じております。

この総合管理計画によりますと、公共施設と水道などのインフラ全体で、今後40年間のシミュレーション予測として、年平均5.4億円となっております。全ての施設の改修や建てかえの実施は困難との結論となっております。

施設ごとに現在の状況を整理しまして、設置時の概要や個別契約内容、そして、施設のサービス、必要性など、さらに修繕履歴、今後の修繕や改修などの情報が見える化して、将来負担コストをより正確にシミュレーションしながら、問題点や課題を整理し、更新・集約化・複合化などの検討を進めるべきだと考えています。

公共施設管理計画の今後の進め方について、小林村長のお考えをご説明願います。

**議長（小林昭一君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 渡辺正人議員の質問にお答えさせていただきます。

質問の中にもありましたように、築30年以上の建築物が全体の約半分を占めております。また、人口規模の割合から言いますと、スポーツ施設の床面積が多いのが特徴です。

具体的には、役場庁舎が建築から56年、総合センターが44年経過しております。このほか、保育所、勤労青年センターも約40年となっております。また、水道や村道、光ケーブルも公共インフラに含まれます。

平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画では、今後40年間、このまま道路、水道の配管などを含む公共施設を全て保有し続ける場合、年間約5億4,000万円の更新費用が必要との推計となっております。このようなことから、高齢化や人口減少などの実態に合った利用予測から、施設の総量を約8%縮減する計画となっております。

いずれにいたしましても、公共施設の維持管理には膨大な費用と相当な時間を要します。今後は提案いただきました公共施設の診断書的な施設ごとの利用状況と課題が見える化し、公共施設の更新、統廃合や長寿命化を具体的に進めてまいります。

また、国・県の支援制度や社会経済の情勢の変化、広域的な利活用などを見きわめ、住民サービスを維持していきたいと考えております。

議員各位におかれましては、視察や研修などを通じ、ご助言やご提案をいただければと思っております。

以上で渡辺正人議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（小林昭一君）** 2番 渡辺正人君。

**2番（渡辺正人君）** 2番 渡辺正人です。

私の質問の趣旨をご理解いただきましてありがとうございます。

これは質問ではありませんが、現状把握の完了目標についてちょっとお願いがあります。来年以降、新庁舎の議論が本格的に行われるというふうに伺っておりますが、その際、他の施設の現状調査結果が必要になると考えています。先ほどの公共施設等総合管理計画の中にも「更新する場合は、長期使用の可能性を検討するとともに、まちづくりの整合性を保ち、公共施設のコンパクト化や効率化の観点から、施設の統合や複合化について検討を行う」ということが書かれております。ほかの施設の機能を新しい庁舎を構想する中に盛り込んだり、将来拡張するときはどうしたらいいのかということを中心に、その機能をまた補完できないかとか、そういうことを検討するほうがいいのではないかというふうに思っています。できるだけ早い段階において公共施設の将来ビジョンを示すことは次の世代に対する責務であると考えます。このような理由から、次の新庁舎の議論をするときに、完璧ではなくてもいいと思うんですけれども、ある程度現状が調査できていて、その議論ができればということをお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

**議長（小林昭一君）** 以上で渡辺正人君の一般質問を終わります。

次に、「台風19号の大雨特別警報発令に伴う、避難のあり方

等について」の質問を許します。9番 佐藤博水君。

9番（佐藤博水君） 9番 佐藤博水。

台風19号の大雨特別警報発令に伴う避難のあり方について村長に伺います。

10月12日に台風19号が最接近し、報道によりますと県内20市町村へ初めての大雨特別警報が発令され、10市町村10万624人に避難指示が出されるという今までにない大雨の台風でした。鳴沢村でも土砂災害警戒区域内の住民の方々など、34人が総合センターに避難したほか、数名が親類宅等に避難し、翌朝無事に帰宅したとのことで安堵いたしました。土砂災害警戒区域内にある総合センターを避難所とした理由はどのような経緯からでしょうか。

平成28年4月の内閣府防災担当からの福祉避難所の確保・運営ガイドラインによると、「市町村はあらゆる媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に周知する。特に要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体に対して周知徹底を図る」となっており、平成26年5月発行の鳴沢村地域防災計画では、福祉避難所開設予定施設として小学校特別教室が掲載されていますが、どのように住民に周知徹底していますか。

障害者、高齢者、乳幼児、1人家庭、介護施設などの支援を必要としている方々の対応はどのように実施したのでしょうか。

また、この大雨により何ヶ所か土砂が流れ出し、通行に支障を来した場所があり、今後も同様な発生が懸念されます。先日、本村で開催された行政課題勉強会で、県砂防課長から対策を考慮してくれるとのことでしたが、異常気象が進んでいる昨今、早急の対応が必要と考えます。今後の土砂流出防止対策はどのように進めていくのですか。

先月、議会で実施した行政施設研修は、平成30年9月6日午

前3時07分に発生した北海道胆振東部地震で甚大な被害を受けた厚真町を視察し、緩やかな山地でも想定外の土砂災害発生が広範囲に起こり得ることがうかがえます。今後の土砂災害警戒区域内の防災対策も含め、伺います。

**議長（小林昭一君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 佐藤博水議員の質問にお答えいたします。

台風19号による2日間の降雨量は役場に設置してある雨量計で334ミリ、天神山付近で627ミリの大雨でした。大雨特別警報は、東日本大震災の後に規定された警報で、今回は山梨県内では初めて発令されたものです。

質問の1点目の、なぜ土砂災害区域内にある総合センターに避難所を開設したかとの質問ですが、まず、状況といたしましては、大雨特別警報の発令は午後3時30分でしたが、大型の台風が接近するとの予報から、村では午前9時から保健センターに自主避難所を既に開設しておりました。

しかしながら、停電や備蓄品、避難人数の見込み等を総合的に考え、保健センターを閉鎖し、総合センターを新たな避難所として開設した次第です。

当日、役場、保健センター周辺が停電となり、避難された住民の方が不安で不便な避難状態でありました。また、停電が解消される見込みがつかない状況でした。現在、村の指定避難所のうち、唯一自家発電施設を備えているのは総合センターとなっております。今回特別警報という緊急性の高いことから、多くの住民が避難されることが予想され、板の間ではなく、和室やじゅうたんの部屋が多くあり、備蓄品も備えてありました総合センターに避難所を開設した次第です。

質問にありましたとおり、総合センター周辺は、急傾斜の土砂災害警戒区域となっておりますが、沢ではなく、尾根に接して

おりますので、直接的に被害は少ないと見込まれます。しかし、万が一のことも考え、総合センターの南側の部屋を準備し、対応いたしました。

2点目の障害者等の要配慮者の対応はどのようにしたかという質問ですが、今回の台風では、避難勧告により避難された方のうち高齢者の方が4名おりましたが、特に支援を必要とする方はいない状況でした。万一の災害時の場合、要配慮者の避難は、近所の方や自主防災組織などの共助により避難することとなっております。役場職員での避難誘導は困難な状況です。

3点目の福祉避難所の指定を住民に公表しているかという質問ですが、村で指定している福祉避難所は3ヶ所、小学校の特別教室、保育所、特別養護老人ホームの富士山荘であります。公表の義務はございません。また、混乱しないように公表しておりません。

理由といたしましては、まず、指定避難場所に避難された方のうち一般の避難者と共同生活が困難な介護等を必要とする方など、一定の条件を満たした方のみを各施設に受け入れの要請や開設をする仕組みとなっております。このため、福祉避難所へは障害者等が直接避難することはできません。受け入れ先が適切な対応できるよう、平素から協力・連携体制の構築に努めております。

4点目の今後の土砂流出防止対策等はどのように進めていくのかとの質問ですが、現在の堰堤は、昭和40年から60年ごろ整備したもので、一定の機能を果たしております。しかし、堰堤がいっぱいになっており、その上部を土砂等が流れています。このため、山梨県知事に要請し、県土整備部及び森林環境部において対策を検討していただいております。また、総合センターの裏山の急傾斜地につきましては、山梨県の県土整備部に対

策を要望した結果、令和2年度に設計、令和3年度には工事予定となっております。

今後も50年に一度というような同様な気象変動が多く発生することが予測されますが、村民の皆様の生命や日常生活が第一ですので、災害を未然に防ぐ堰堤などの強靱化対策や防災訓練をより充実して、安心して暮らせる地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上で佐藤博水議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（小林昭一君）** 9番 佐藤博水君。

**9番（佐藤博水君）** 9番 佐藤博水。

いろいろな対応をありがとうございます。

しかし、自家発電が少ないということでもありますけれども、やはり避難所に指定してある限りは、やはりその辺の自家発電等も今後計画していく必要があるんじゃないかと思います。その辺も含めて今後検討をお願いしたいと思います。

また、福祉避難所についても、広く住民に周知するというふうなガイドラインがありますので、その辺も混乱のないようにして、できればそういう該当者についてはちょっと不安じゃないかというふうに考えております。また、そんな意見も聞いたこともあります。どうなっているんだということを聞いたこともありますので、該当者にはこんな福祉避難所があるよというように周知をお願いしたいと、このように考えております。いろいろ大変だと思いますけれども、ぜひ前向きに検討していただきたいとお願いします。

質問を終わります。

**議長（小林昭一君）** 以上で佐藤博水君の一般質問を終わります。

次に、「災害ごみの処理計画について」の質問を許します。5番 渡辺次男君。

5番（渡辺次男君） 5番 渡辺次男です。

災害ごみの処理計画について村長に伺います。

ことし台風15号、19号、さらに21号と相次いで台風の被害を受けた東日本各地では、浸水した家屋などから出る大量の災害ごみの処理が課題となっていました。

環境省は、災害で予想される廃棄物の発生量や仮置き場の位置、分別方法などを決めておく災害廃棄物処理計画をつくるよう法令で自治体に求めております。本村では、地震や富士山噴火などの大災害時に発生が想定される災害ごみに対して、事前の処理計画を作成しているのでしょうか。また、処理計画に基づいた訓練等を実施していますか。災害ごみの処理計画及び訓練内容について説明してください。

議長（小林昭一君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡辺次男議員の災害ごみの処理計画についての質問にお答えさせていただきます。

処理計画につきましては、本村では平成29年3月に鳴沢村災害廃棄物処理計画を策定しております。本計画は、災害廃棄物処理対策指針及び山梨県地域防災計画（平成28年3月）を参考とし、災害発生後の組織体制の構築、仮設トイレなど避難所に必要な備品の備蓄等を行うとともに、大量に発生する災害廃棄物を迅速に処理すること等を含め、市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、山梨県及び県内市町村、静岡県内市町と応援協定を締結しております。

また、オリックス資源循環株式会社等との間に、災害時発生廃棄物の処理に関する協定を結んでおり、災害廃棄物や生活ごみを3年間で処理していくような計画になっております。仮置き場はJAなるさわ集出荷場裏となっており、まだ分別的にはできておりませんが、分別するようになりたいと思っております。

また、大量の災害廃棄物が出た場合は、ジラゴンノ運動場として  
います。このような対応方法などを記載した内容となっております。  
ります。

倒壊した家屋は産業廃棄物であるため、処理計画に記載はあり  
ません。所有者が解体業者等に委託し、分別、撤去をし、処理  
施設に搬入するまでは家屋のあった敷地に保管することとなっ  
ております。

処理計画に基づいた訓練といたしましては、山梨県主催で被災  
時に災害廃棄物の対応を行う市町村職員を対象に、山梨県災害  
対策本部総合図上訓練における災害廃棄物処理情報伝達訓練等  
が毎年開催されており、市町村が参加できる訓練には担当職員  
が参加しております。村では業務継続計画に基づいて図上訓練  
を8月30日に行いました。今年度につきましては、令和2年  
1月に災害廃棄物への対応強化・情報共有に関しましてグルー  
プワーク等を行う研修会に担当職員が参加する予定となってお  
ります。臨機応変に対応していかなければならないと考えてお  
ります。また、体制の強化をしていく予定であります。

このようなことである程度は災害廃棄物のルールはできており  
ますが、村民の皆さんに訓練を実施していただいたことはまだ  
ありません。要望があれば実施しますが、ただ、これも人数的  
にどのような方が参加できるかということも考えなければいけ  
ませんので、今後の検討にさせていただきたいと思っております。

以上で渡辺次男議員の質問の答弁とさせていただきます。

**議長（小林昭一君）** 5番 渡辺次男君。

**5番（渡辺次男君）** 5番 渡辺次男。

災害ごみの処理計画の作成と訓練が実施されているということ  
でひとまず安心しました。

先月、行政視察研修で訪問した北海道厚真町では、被災から1

年2ヶ月が経過した今でも、視察中に災害ごみを満載した大型ダンプと何回もすれ違いました。ごみ処理対応は長期化するという現実を目の当たりにしてきました。ごみ処理は復興の第一歩でもあると思います。処理計画の定期的な見直しと訓練により、災害発生時に効率的な処理に努めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

**議長（小林昭一君）** 以上で渡辺次男君の一般質問を終わります。

次に、「鳴沢村村長の進退について」の質問を許します。8番 渡邊明雄君。

**8番（渡邊明雄君）** 8番 渡邊明雄。

鳴沢村村長の進退についてお伺いいたします。

今期は鳴沢村村長として、また本年5月末まで山梨県町村会の会長として素晴らしいご活躍をいただいたところであります。

また、県下トップレベルの財政調整基金の積み増しは、就任直後の平成19年度末の約7億3,500万円から、平成30年度末には約16億700万円と2倍以上増加いたしました。

しかしながら、災害時の避難場所として活用されるべき役場庁舎建設は計画段階で道半ばであり、国道139号の避難道路としての拡充対策や渋滞緩和対策もこれからであります。

また、長くから長崎幸太郎山梨県知事との信頼関係を築かれていらっしゃると思いますので、その知見を生かされて未達成の事業を完遂されるお考えはありますか。

**議長（小林昭一君）** 鳴沢村村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 渡邊明雄議員の質問に答弁させていただきます。

まずは私の評価ありがとうございます。

1月の知事選では、当時私は県の町村会長という立場で、前か

ら推薦していた現職ということで後藤さんを推薦させていただきました。鳴沢村では自民党の皆さんや私を支援してくれた皆さんの協力により、長崎さんが高得票で県知事に当選されていたということをごさいます。国会議員時代からの関係で、私の立場を理解していただいたと思っておりますし、ホットラインは今もつながっております。

私の任期が来年2月までということで、その後はどうするのかという質問だと思いますが、村の財政調整基金が余り多くなると、国からの交付金が少なくなるおそれがあるため、分散して積み増ししました。この数字は村の広報紙によるものですが、平成19年度決算では基金全体で17億3,200万円、30年度決算では34億2,900万円で、16億9,700万円を積み増すことができました。また、借金であります公債残高も平成19年には8億1,200万円ありましたが、今年度末には3億6,100万円に減少見込みであります。これには当時の議会の皆さん、また職員の皆さんのご協力があったればこそと深く感謝しております。

私が1期目の2011年3月11日の東北地震の際、鳴沢村では震度4でしたが、私は村長室にいて、建物がみしみしと音を立てたので、前庭に避難したのですが、女性職員等は机の下や動けない状況で叫んでいる状況でした。現在も村では日直、宿直制度をとっているため、1人のとき災害が起きたらどうなるんだろうと考え、古い庁舎の建てかえにはまず基金をふやさなければと思い、また、村を将来的に維持するには安全で安心して住める村づくりをと思い、先日の県との行政課題勉強会を開催していただいたところでもあります。富士山側は国交省、足和田山側は県の協力で災害に強い強靱な村づくり、また災害が起きてもそのときの拠点となる役場庁舎について、また国道1

39号線の避難道路としての拡充対策、渋滞対策については、今、村の長期総合計画の中で村民の皆様を抜粋してアンケートをとっておりますので、その結果も踏まえて参考にさせていただきたいと思っております。

また、このように懸案していることも多く残されており、議員の方からも何名かにはご推薦をいただいておりますし、体調には異常がありませんので、引き続き村政運営に取り組みたいと思っておりますので、議会の皆様のご指導、ご支援をお願い申し上げます。渡邊明雄議員の答弁とさせていただきます。

**議長（小林昭一君）** 8番 渡邊明雄君。

**8番（渡邊明雄君）** わかりました。ありがとうございました。

以上でございます。

**議長（小林昭一君）** 以上で渡邊明雄君の一般質問を終わります。

次に、「森林環境の保全について」の質問を許します。7

番 小林清一君。

**7番（小林清一君）** 7番 小林清一です。

森林環境の保全の問題につきまして村長にお伺いします。

過日、これは先月の18、19日ですが、議員団で北海道胆振東部地震の被災地であるむかわ町と厚真町の被害状況を視察させていただきました。特に厚真町の人的被害犠牲者は37名と甚大でした。その被害者のほとんどは山間の土砂崩れによるものでした。土質の違いは考えられますが、現地を視察し、災害のおそろしさと森林保全の重要性を身にしみて感じました。

近年、地球温暖化に伴う想定外の災害が頻発しています。幸い、今回鳴沢村では大きな被害に見舞われませんでした。特に温暖化防止だけでなく、災害発生の防止からも早急な森林保全対応が必要と判断します。現在、民有林が下刈りや間伐が行われず、荒れた状態となっています。早急な間伐保育が必要と思

ます。今後の対応について、村としてどのように指導、推進していくか考え方を示していただきたいと思います。

**議長（小林昭一君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 小林清一議員の質問にお答えさせていただきます。

北海道胆振東部地震の被災地の状況については、私も本年8月に現地視察をさせていただきました。被害は甚大で、まさに自然の脅威を肌で感じたところでもありました。

胆振地方の地質は、周囲の火山からの噴出物が比較的近年に層をなしており、これが堆積し、地震発生直前の台風等による降雨の影響により土壌に大量の水が含まれ、一気に表層崩壊したとも言われております。

足和田山の地質は、これよりはるかに古い約600万年前に形成されたと言われており、一概に比較することはできませんが、鳴沢村においても自然災害は起こり得ることだと想定し、地域の強靱化を推進していく必要があると考えております。

鳴沢村における私有林のうち人工林は約403ヘクタールであり、全国的な傾向と同じく、所有者の高齢化や世代交代により荒廃が進んでいる森林が多くあります。このような状況の中、平成25年には国・県の補助金を活用し、大田和地区の国道から茅つけ林道に至るエリアの私有林約60ヘクタールの間伐等を実施し、足和田山の区有林についても山梨県森林環境税を活用した間伐等を順次実施しております。

また、国においても森林環境譲与税制度が創設され、本年度から地方自治体への譲与が始まります。この譲与税の用途は、間伐、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発活動等に使用できるとされております。

本年度の鳴沢村への譲与税額は240万円で、年々増加が見込

まれております。令和11年度からは毎年約650万円の譲与を見込んでおります。この譲与税を財源とし、令和2年度には私有人工林の施業の履歴等の現状把握のため、調査委託を予定しております。

また、調査の結果、間伐等の施業が必要と判断された森林については、所有者への意向調査を実施し、みずから施業することができないため、村に経営や管理を委ねたいとの回答があった場合は、森林環境譲与税を財源に間伐等を行う予定となっております。

なお、約403ヘクタールについて5つのエリアに分け、順次施業を行う見込みとしております。

以上で小林清一議員への答弁とさせていただきます。

**議長（小林昭一君）** 7番 小林清一君。

**7番（小林清一君）** 7番 小林です。

前回の下刈り、間伐では伐採した材木をそのまま置いておくような感じだったのですが、今回はこの森林環境譲与税の中では木材の再利用、そういった内容もあります。今後林業産業の成長等も考えられますので、ぜひその点も踏まえて、森林整備の保全という形で管理をお願いしたいと思います。

以上で質問は終わります。

**議長（小林昭一君）** 以上で小林清一君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

---

**議長（小林昭一君）** 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は12月13日から17日までの5日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議は12月13日から17日までの5日間を  
休会とすることに決定しました。

なお、本会議は12月18日午後3時から再開いたします。

本日は以上で散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時56分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和元年12月12日

議会議長

署名議員

署名議員



令和元年12月18日再開

1、出席議員

1番 三浦 雄一郎	2番 渡辺 正人
3番 渡辺 宗司	4番 土屋 文明
5番 渡辺 次男	6番 三浦 直樹
7番 小林 清一	8番 渡邊 明雄
9番 佐藤 博水	10番 小林 昭一

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡邊伸一  
総務課長 渡邊安司 税務課長 渡辺英博  
企画課長 三浦寿得 福祉保健課長 小林昭博  
住民課長 小林昌信 振興課長 木暮富人  
教育課長 渡邊 積 会計管理者 佐藤政中

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梶原 充  
議会事務局書記 渡辺和彦

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸般の報告  
日程第3 議案第52号平成31年度鳴沢村一般会計補正予算  
(第3号)  
日程第4 議案第53号平成31年度鳴沢村国民健康保険特別  
会計補正予算(第1号)  
日程第5 議案第54号平成31年度鳴沢村簡易水道事業特別  
会計補正予算(第2号)

- 日程第 6 議案第 5 5 号平成 3 1 年度鳴沢村介護保険特別会計  
補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 議案第 5 6 号平成 3 1 年度鳴沢村後期高齢者医療特  
別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 5 7 号鳴沢村人権擁護委員候補者推薦の件
- 日程第 9 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午後 3 時 0 0 分

**議長（小林昭一君）** 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

---

### ◎日程第 1 会議録署名議員の指名

**議長（小林昭一君）** 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 3 条の規定により、土屋文明君、渡辺次男君を指名いたします。

---

### ◎日程第 2 諸般の報告

**議長（小林昭一君）** 日程第 2、諸般の報告を行います。

令和元年第 3 回定例会以降に開かれました一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。

報告者は自席にて報告を行ってください。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、9 番 佐藤博水君。

**9 番（佐藤博水君）** 鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告をさせていただきます。

令和元年 1 1 月 2 7 日 1 6 時より令和元年鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会第 2 回臨時会が招集されました。

出席者は議員 1 6 名と、会議事件説明のため、梶原先勝組合長ほか執行部 2 名の出席がありました。

臨時会においての会議事件は 3 件で、会議録署名議員の指名があり、会期が 2 7 日の 1 日間と決定されました。

次に、議長の辞職について、事務局から渡辺英之議長から辞職

届の提出があった旨報告があり、辞職に全員同意されました。

続いて、追加第1とし議長選挙が行われ、指名推選で渡辺美雄君が当選いたしました。挨拶の後、副議長が欠員となったため、追加第2とし副議長の選挙が行われ、指名推選で中野貴民君が当選いたしました。

協議報告事項で、樹海台駐車場拡幅計画について、6月28日県から拡幅説明を受け、計画よりもっと広くお願いしたいと申し入れていましたが進展はなく、再度今年度中に変更計画をお願いしているとの報告がありました。

組合所有地、旧吉田林務事務所長官舎跡地の借り入れの申し込みが株式会社フジエステートより、アパートを建設し、年30万円の賃借料、50年間契約したいとの申し出がありましたが、検討中であるとの報告がありました。

旧庁舎敷地、八幡神社の所有になっていますが、これについて各地域議員の意見を聴取しましたがけれども、大嵐地区を除いて結論が出ず、検討中との回答であり、今後も継続して検討するよう申し出がありました。

以上で鳴沢・富士河口湖恩賜県財産保護組合議会についての報告を終了いたします。

**議長（小林昭一君）** 河口湖南中学校組合議会、2番 渡辺正人君。

**2番（渡辺正人君）** 河口湖南中学校組合議会についての報告をさせていただきます。

令和元年9月30日14時より招集され、令和元年第3回定例会が行われました。

議員15名中14名と会議事件説明のために渡辺喜久男組合長、小林 優副組合長を初め、小佐野校長、石川教育長、小林代表監査委員、外川会計管理者、梶原恩賜林組合長、教育員4名と事務局1名の執行部12名の出席がありました。

本会議において、会議事件は日程表の7件と、追加日程1件で、内容としましては、まず日程第1として、議席指定を議長指定のとおり可決しました。

次に、日程第2として、会議録署名議員が議長から指名されました。

次に、日程第3として、会期が当日の1日限りで可決いたしました。

次に、日程第4として、副議長の選挙が行われ、指名推選により鳴沢地区の佐藤博水議員が当選され、副議長に当選しました。

その後、古屋幹吉議長から辞職願が提出され、追加日程第1として、議長の選挙が行われました。議長は指名推選により船津地区の渡辺英之議員が選任され、議長に当選しました。

次に、日程第5として、平成30年度河口湖南中学校組合一般会計歳入歳出決算認定について石川教育長から詳細説明があり、歳入合計として、予算3億4,232万3,000円に対して、調定額並びに収入済額2億2,957万33円。歳出合計として、予算3億4,232万3,000円に対して、支出済額2億2,669万2,806円。歳入歳出差引額は287万7,227円となりました。

また、財産については、土地及び建物、主要備品の変動はなく、積立基金が372万8,000円増加して、6,165万7,000円との説明がありました。

最後に、小林代表監査委員から監査報告が行われ、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第6として、監査委員の選任に同意を求めることについて、組合長より大嵐地区の小笠原良雄議員が選任され、可決いたしました。

最後に、日程第7として、教育委員会委員の任命に同意を求め

ることについて、組合長より推薦があり、船津地区の穂阪四郎氏と鳴沢地区の小林茂澄氏が選出され、可決いたしました。

最後に、今回の定例会にて退任された教育委員の渡辺 朗氏と外川会計管理者が退任挨拶をされました。

以上で河口湖南中学校組合議会についての報告を終了いたします。

**議長（小林昭一君）** 青木が原ごみ処理組合議会、1番 三浦雄一郎君。

**1番（三浦雄一郎君）** 青木が原ごみ処理組合議会について報告をさせていただきます。

11月11日午後2時より招集され、会議が行われました。

議員8名と、会議事件説明のために青木が原ごみ処理組合管理者渡辺喜久男富士河口湖町長を初め、事件説明のために執行部7名の出席がありました。

本会議においては、まず会期が11日、1日間と決定されました。

会議事件は5件で、内容としまして、まず役員改選による議長選任については、鳴沢村選出の小林昭一氏が選任されました。

次に、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。

次に、専決処分の報告及び承認を求めることについて。

次に、平成30年度青木が原ごみ処理組合一般会計歳入歳出決算認定については、歳入総額3,321万円、歳出総額2,326万円となり、実質収支額は995万円となりました。

最後に、監査委員選任同意を求めることについては、鳴沢村選出の渡辺次男氏が選任されました。

いずれも原案のとおり可決されました。

以上で青木が原ごみ処理組合議会についての報告を終了いたし

ます。

**議長（小林昭一君）** 青木ヶ原衛生センター議会、5番 渡辺次男君。

**5番（渡辺次男君）** 令和元年青木ヶ原衛生センター第2回議会についての報告をさせていただきます。

11月11日午後4時より招集され、会議が行われました。

議員11名と、会議事件説明ため、管理者の渡辺喜久男富士河口湖町長、副管理者の小林 優村長を初め、事件説明のために執行部5名の出席がありました。また、議員1名より公務による欠席届がありました。

本会議においては、まず会期が11月11日の1日間と決定されました。

会議事件は4件で、内容としましては、まず副議長選挙についての件で、私、渡辺次男が選任されました。

次に、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定についての件、内容は地方公務員法及び地方自治法の改正により、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度へ移行することに伴う条例制定です。

次に、平成30年度青木ヶ原衛生センター一般会計歳入歳出決算の認定についての件、内容は、歳入総額6,812万4,944円、歳出総額5,336万6,365円、歳入歳出差引残高1,475万8,579円。

最後に、監査委員選任についての件で、富士河口湖町長浜の三浦康夫氏が選任をされました。

いずれも原案のとおり可決されました。

以上で青木ヶ原衛生センター第2回議会についての報告を終了いたします。

**議長（小林昭一君）** 山梨県後期高齢者医療広域連合議会、7番

小林清一君。

**7番（小林清一君）** 山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告をさせていただきます。

10月29日午後2時より招集され、会議が行われました。

議員25名と、会議事件説明のため広域連合事務局長初め総務課担当者の出席がありました。

決定された事項は、認定が2件、認定第1号平成30年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について。収入済額5億3,402万7,000円、支出済額5億1,272万4,000円、実質収支額が2,130万3,000円。

認定第2号平成30年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。収入済額1,030億3,050万9,000円、支出1,011億4,502万4,000円、実質収支額が18億8,548万5,000円。

議案が2件、議案第6号令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2,130万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,813万2,000円とする。

議案第7号令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）。歳入歳出の総額に歳入歳出をそれぞれ18億7,858万4,000円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,058億6,056万6,000円とする。

いずれの議案も全員の賛成で認定されました。

以上で山梨県後期高齢者医療広域連合議会についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第3 議案第52号平成31年度鳴沢村一般会計補正  
予算（第3号）

◎日程第4 議案第53号平成31年度鳴沢村国民健康保険  
特別会計補正予算（第1号）

◎日程第5 議案第54号平成31年度鳴沢村簡易水道事業  
特別会計補正予算（第2号）

◎日程第6 議案第55号平成31年度鳴沢村介護保険特別  
会計補正予算（第2号）

◎日程第7 議案第56号平成31年度鳴沢村後期高齢者医  
療特別会計補正予算（第1号）

議長（小林昭一君） 日程第3、議案第52号平成31年度鳴沢村  
一般会計補正予算（第3号）から日程第7、議案第56号平成  
31年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）ま  
での5件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算  
常任委員長 佐藤博水君。

予算決算常任委員長（佐藤博水君） 今定例会におきまして予算決  
算常任委員会に付託された、議案第52号平成31年度鳴沢村  
一般会計補正予算（第3号）から議案第56号平成31年度鳴  
沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの5議案  
につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申  
上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い本日開催し、付託案件  
の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査であ

りますので、ここで再び審査の状況、経過について述べることは省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された5議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

**議長（小林昭一君）** 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（小林昭一君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（小林昭一君）** 討論なしと認めます。

これより議案第52号から議案第56号までの5件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。

議案第52号から議案第56号までの5件は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（小林昭一君）** 起立全員です。したがって、議案第52号から議案第56号までの5件は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第8 議案第57号鳴沢村人権擁護委員候補者推薦の  
件

議長（小林昭一君） 日程第8、議案第57号鳴沢村人権擁護委員候補者推薦の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。  
村長（小林 優君） 議案第57号鳴沢村人権擁護委員候補者推薦の件について、提案理由をご説明申し上げます。

現委員であります渡辺邦男氏及び渡辺正次氏が、令和2年3月31日をもって任期満了となることを受け、次期委員として、渡辺正次氏の再任と、新しく、鳴沢村1841の3番地、小林宗堅氏を法務大臣に推薦したいと思っております。

ご存知のように、両候補者ともに人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解あることから、適任と思われまますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

ご審議の上、委員候補者の適否についてご意見をいただけますようお願い申し上げます。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(小林昭一君)** 討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は適任とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(小林昭一君)** 起立全員です。よって、本案は適任とすることに決定しました。

---

### ◎日程第9 委員会の閉会中の継続調査の件

**議長(小林昭一君)** 日程第9、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長から会議規則第71条の規定により委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(小林昭一君)** 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

**議長(小林昭一君)** 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思

います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(小林昭一君)** 異議なしと認めます。よって、本定例会に付議された事件はその整理を議長に委任することに決定しました。これにて令和元年第4回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後3時22分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和元年12月18日

議会議長

署名議員

署名議員